

# 世田谷区

# 住まいの防犯対策 サポート事業

## 申請期限

# 令和8年12月28日(月) (予定)

- ※オンライン手続きの受付は**12月28日(月)まで**となります。
- ※窓口での申請受付は**12月28日(月)午後5時まで**となります。
- ※郵送の場合は**12月28日(月)までに必着**となります。
- ※申請対象は購入日、工事日が令和8年4月1日以降のものとなります。
- ※区ホームページに申請受付状況を掲載していますのでご確認ください。

世田谷区  
防犯キャラクター  
せたかくん



## 補助対象者

世田谷区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主または世帯員で、かつ、現に世田谷区に居住している方。

**令和7年度、令和8年度を通じて1世帯1回限りの申請となります。世田谷区または都内の他自治体による防犯機器等購入、設置の補助を受けた世帯の構成員は対象外です(転入や区内転居、世帯分離等を含みます)。**

## 補助上限額

**4万円** (※補助率10/10、100円未満切捨て)

**補足** ギフトカード、商品券、クーポン、ポイント等で支払った分は、補助対象外となります。(ギフトカード等を利用した後の金銭支払い額を補助対象経費として計算します。)

## 補助対象品目

- |              |            |
|--------------|------------|
| 防犯カメラ        | 防犯ガラス      |
| 録画機能付きインターホン | 面格子        |
| 防犯フィルム       | 防犯性能の高い玄関錠 |
| ガラス破壊センサー    | 玄関補助錠      |
| センサー付きアラーム   | 窓補助錠       |
| センサー付きライト    | 防犯砂利       |

**補足** その他の防犯物品も対象となる場合がありますので、購入前に下記コールセンターへお問い合わせください。

- 専門業者に依頼した場合の設置費用も補助の対象です。ただし、設置費用の補助を受けるには、当該物品の購入が確認できる領収書のほか、設置したことが確認できる領収書の提出が必要です。なお、設置費用のみの申請はできません。

## 申請方法

- **オンライン手続き**: **区HP** **23301** (下記二次元コードからアクセスできます)
- **郵送**: 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
世田谷区役所 危機管理部 地域生活安全課あて
- **窓口**: 地域生活安全課またはまちづくりセンターへ申請書類を持参

## 注意事項

- 申請書等の必要書類のほか、申請時にご注意いただく点を区ホームページで必ずご確認ください。
- 申請から補助金の交付まで3ヶ月程度かかる場合があります。なお、書類の不備等により補助金の交付が遅れる可能性があります。
- ご不明な点がございましたら、下記コールセンターまでお問い合わせください。

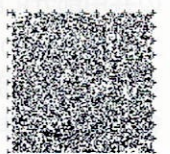
区ホームページは  
下記二次元コードより  
ご覧ください。



## 世田谷区住まいの防犯対策サポート事業コールセンター

☎03-6631-2955 (平日:午前9時から午後5時まで)

回覧



# 世田谷区 住まいの防犯対策サポート事業

## ・必要書類等 ※書類(原本含む)は返却できませんので、ご注意ください。

- 1 申請書 ※区の様式です。
- 2 領収書(適格請求書、支払い明細書及びレシート不可)  
宛名、購入日、商品名、領収金額、領収日、販売店の名称がわかるもの。  
宛名は申請者ご本人の名義であることが必要です。  
※代理の方が申請する場合も申請者ご本人の名義であることが必要です。
- 3 工事の内容が分かる書類(取付工事等を実施した場合)  
宛名、工事日、工事の内容(「工事一式」の記載は不可)、費用、領収日、施工業者の名称が記載された書類を提出してください。  
宛名は申請者ご本人の名義であることが必要です。  
※領収書に記載されている場合は不要です。  
※代理の方が申請する場合も申請者ご本人の名義であることが必要です。
- 4 本人確認書類の写し  
氏名、住所等の記載がある公的機関発行のもの。(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、各健康保険の保険証等)  
※代理申請の場合は、申請者ご本人及び代理申請者両方の提出が必要です。

- 5 口座情報の確認書類の写し  
通帳の写し等の銀行名、支店名、口座名義人、口座番号がわかるもの。  
※口座情報は申請者ご本人のものであることが必要です。
- 6 防犯設備設置後の写真(防犯カメラ、録画機能付きインターホンを申請する方のみ)  
下の例を参考に設置後の写真を提出してください。

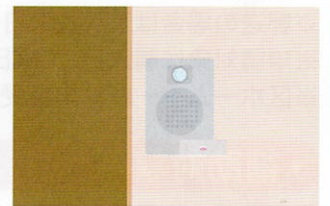
### ※防犯設備設置後の写真(例)

防犯カメラ



撮影範囲の10%程度がカメラ本体となるように撮影してください。

録画機能付きインターホン



本体の設置状況がわかるように撮影してください。

## 注意事項 ※補助制度の詳細については必ずホームページをご確認ください。

- ・適格請求書や支払い明細書、レシートでは申請できません。
- ・申請者名、領収書の宛名、振込口座の名義は、すべて一致している必要があります。
- ・ギフトカード、商品券、クーポン、ポイント等で支払った分は、補助対象外となります。
- ・記録用メディア(SDカード等)や電池等の関連機器は、防犯カメラ等の購入と併せて、必要最小限(対象機器が機能するために不可欠な範囲。例:カメラ1台につき、SDカード1枚)の購入であれば対象となります。
- ・申請対象は購入日、工事日が令和8年4月1日以降のものになります。
- ・共同住宅の場合は、世帯ごとの申請となります。また、工事を伴う防犯設備等を購入した方は、所有者の同意や管理組合の規約等をご確認いただく等、必要に応じて調整を行ってください。  
マンションのエントランスや自転車置き場、共用の廊下等の共用部分に設置した場合は補助対象外となります。
- ・二世帯住宅の場合はそれぞれの世帯で申請が可能です(住民登録が別世帯である必要があります)。その際、領収書の宛名は申請者ご本人のお名前である必要がありますので、世帯ごとに別々の領収書をご用意ください。

### 対象外となるもの(一例)

- ・ギフトカード、商品券、クーポン、ポイント等で支払った分
- ・延長保証の費用
- ・自身で設置した場合の他用途に流用可能な物品・部材・材料費(延長コード、一般配線材、ポール、結束バンド、タブレット、USBコード等)
- ・移設・撤去費用
- ・配送料・代引き手数料
- ・振込手数料
- ・設置費用のみ(物品をポイント等で全額支払った場合も該当)
- ・ホームセキュリティ等の委託費用やそれに付随する物品等
- ・見守りカメラ等の室内を映すカメラ
- ・住民登録がない住宅に設置した物品
- ・知人等(業者以外)への謝礼・報酬
- ・リース品やレンタル品(初回設置費用含む)
- ・移設や故障による修理、買い替えの費用
- ・電気代等のランニングコスト
- ・SDカード等の関連機器の予備分
- ・譲受品や個人間での購入品
- ・フリマアプリやオークション等で購入した物品(フリマアプリ等を通して正規の事業者から購入した場合も含む)

※ご不明な点がございましたら、コールセンターまでお問い合わせください。

